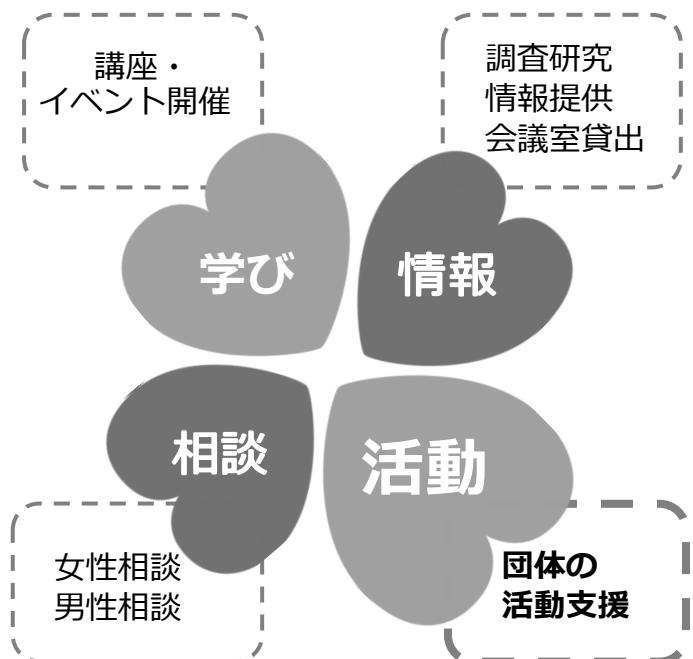


ジェンダー平等社会を目指して 活動するグループを応援します！

豊田市ジェンダー平等推進センターは豊田市のジェンダー平等に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進する為の計画である「クローバープランV」に基づき、「ジェンダー平等社会づくり」を推進する拠点施設です。



豊田市が目指す「ジェンダー平等社会」は、「誰もが共に認め合い、性別に関わらず自分らしく生きることができる社会」です。一人ひとりが多様な生き方を自由に選択し、その個性と能力を十分に發揮できる社会を目指して、豊田市ジェンダー平等推進センターでは様々な事業や支援を行っています。

登録できる団体 (登録基準)

- ① ジェンダー平等社会を理解し、活動できること
- ② 豊田市内で活動している団体、またはこれから活動を始める団体
- ③ 繙続的に活動していること
- ④ 特定の宗教活動及び政治活動、営利活動を目的としていないこと
- ⑤ 登録団体情報交換会、研修会およびセンターの主催する事業に参加できること
- ⑥ ジェンダー平等社会に関する研修を年1回以上実施すること
ジェンダー平等推進団体（A団体）は別途基準あり
- ⑦ 暴力団でない団体であること
- ⑧ 暴力団員が役員にいない団体であること
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体であること

上記の要件を満たしている団体は利用団体の登録をすることができます。登録団体の決定は、その団体の性質、活動内容により3区分に分かれ、支援内容も区分によって違います。
(詳細は右記令和8年度の登録制度の概要をご覧ください。)

例えば・・・

 性別に関わらず、個人と能力に応じて社会のあらゆる分野を支えあう共働型社会の実現に向けた活動を行っている（A団体の要件）

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動
- ・家事、育児や介護にも男性が参画することに関わる活動
- ・DV（ドメスティックバイオレンス）、セクシャルハラスメントなど人権侵害の解消に向けた活動など
- ・LGBTQ+の理解促進のための活動

 団体の活動目的が、「女だから～」「男だから～」など性別によって行動や生き方の枠組みにとらわれた内容ではないこと（共通要件）

 グループ内の役員（リーダー）等の役割分担を固定的な性別役割分担ではなく、個人の能力、希望によって決定するように努めている（共通要件）

など、ジェンダー平等を理解し活動ができる、またはしていること

令和8年度の登録制度の概要（登録は1年ごとに更新が必要です）

登録区分	団体の性質、活動内容により3つに分かれています	<p>【A団体】 左記登録基準①～⑨及び、以下の点を満たすこと ・会の目的及び活動が、ジェンダー平等社会の実現を目指すためのものであること • さんかくフェスタにて出展、スタッフ協力をすること</p> <p>【B団体】 左記登録基準①～⑨及び、以下の点を満たすこと • 事務局が公共団体であること • ジェンダー平等社会に関する研修を年1回以上実施すること（実施後、報告書の提出が必要） • さんかくフェスタにて出展、スタッフ協力をすること</p> <p>【C団体】 左記登録基準①～⑨及び、以下の点を満たすこと • ジェンダー平等社会に関する研修を年1回以上実施すること（実施後、報告書の提出が必要） • さんかくフェスタにて出展、スタッフ協力をすること</p>
	<p>決定を受けるには、以下の書類が必要です</p> <p><input type="checkbox"/>①豊田市ジェンダー平等推進センター利用 団体登録申請書</p> <p><input type="checkbox"/>②利用団体会則</p> <p><input type="checkbox"/>③会員名簿</p> <p><input type="checkbox"/>④年間事業計画書</p> <p><input type="checkbox"/>⑤連絡先確認書</p> <p><input type="checkbox"/>⑥PRカード（初年のみ）</p> <p><input type="checkbox"/>⑦機関紙、会報等（任意提出）</p> <p>※全ての書類が揃ってから申請してください</p>	<p>左記①～⑦及び <input type="checkbox"/>ジェンダー平等推進研修の実施日（令和9年2月末までを明記。）</p> <p>【A団体】 左記①～⑦及び <input type="checkbox"/>ジェンダー平等推進活動計画書（ピンク）</p> <p>【B団体】 左記①～⑦及び <input type="checkbox"/>公共的団体確認書（黄色）</p> <p>【C団体】 左記①～⑦</p>
登録手続	<p>① 施設を無料で利用できます [情報交換室・21、22、23会議室 託児室、調理実習室・多目的室]</p> <p>② 講師料を助成します (会員以外の講師に限る)</p> <p>③ 印刷機を利用できます [・用紙は団体側で準備 ・マスター1枚につき50円]</p> <p>④ 団体主催講座を広報とよたに掲載することができます 原稿は広報発行日の2か月前※までに提出してください。※変更する可能性があります</p> <p>⑤ 登録団体用ロッカーの利用ができます</p> <p>⑥ 登録団体用ポストの利用ができます</p>	<p>【A団体】</p> <p>①施設利用（3か月前予約） ②講師料助成 (1)ジェンダー平等社会の推進啓発事業 上限 25,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 10,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで</p> <p>※(1)の内容に限り、上限の範囲内で2回に分けて申請できます ※市の補助金等が交付されている場合は助成対象外です</p> <p>左記③～⑥</p> <p>【B団体・C団体】</p> <p>①施設利用（2か月前予約） ②講師料助成 (1)ジェンダー平等社会の推進啓発事業 上限 25,000円まで (2)会員の資質向上のための事業 上限 5,000円まで (3)会員同士の交流を図る事業 上限 3,000円まで</p> <p>※市の補助金等が交付されている場合は助成対象外です</p> <p>左記③～⑥</p>

キラリ☆と輝くことのできる社会を目指して



【問合せ】

キラッ☆とよた（豊田市ジェンダー平等推進センター）

〒471-0034 豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター2階

TEL 0565-31-7780 FAX 0565-31-3270

E-mail clover@city.toyota.aichi.jp ホームページ <https://clover-toyota.jp/>

開館時間：午前9時～午後9時（日曜日・祝日の月曜日は午後5時まで）

休館日：月曜日（祝日は除く）、年末年始